No	項目	質問	回 答
1	共通項目	①「その他提出書類等」 1 定款又は寄付行為の写しに原本証明は必要か。 ②様式第A 6号(講師名簿)について、講師業と現場実務を両方同時並行で行っている場合、経験年数が重なってもよいか。 ③開講予定科目一覧のR07は「ネットショップ・Webサイト運営科(6か月)」と表記されているが、様式第A 10号では「ネットショップ+Webサイト運営科(6か月)」となっている。どちらが正しいのか。 ④公募要領P7に記載されている「その他の提出書類等」の番号とチェックリストP2~3に記載されている書類の番号が異なっているが、どちらが正しいのか。 ⑤開講月を訓練校が選んで申請できる場合、受託後のコース数を変更しなければ開講月の変更は可能か。 ⑥様式第A 13号、第A 14号、第A 15号に表や図の挿入は可能か。	①原本証明は不要です。 ②同時並行で行っている場合、年数が重なっても構いません。 ③正しくは「ネットショップ・Webサイト運営科(6か月)」です。(※ホームページの様式第A10号は修正済) ④両者の番号は必ずしも一致していません。提出書類のインデックスに記載する書類番号はチェックリストの番号を使用してください。自由提案科目を複数科目提案する場合は、分析資料の余白に科目番号をいれてください。 ⑤開講月の変更は原則として認められません。 ⑥図表の挿入は可能ですが、図表に表示される文字は判読可能なサイズで、A4サイズ2枚におさめて提出してください。
2	共通項目	①他の施設を借りて開講する予定だが、提案時に確約書あるいは 契約書が必要か。 ②提案する科目のコース数が複数の場合、実施教室が別室になっ てもよいか。	①提案予定の教室が賃貸借契約条件を交渉中である場合は、受付時にその旨を申し出た上で、受付期間中に提出できる場合は追加提出してください。なお、受付期間中に提出できない場合は、受講希望者の募集開始までに契約する旨の誓約書を提案者名で作成し提出するとともに、開講月の3か月前までに賃貸借契約書の写しも提出してください。 ②科目ごとに同じ訓練実施施設で提案していただく必要がありますが、同じ訓練実施施設であれば開講月によって実施教室が別になっても構いません。
3	共通項目	職業訓練サービスガイドライン研修受講証明書の有効期限が訓練 途中で切れるが、訓練開始時に期限内であれば、申込みに関して 支障はないか。なお、有効期限が切れる前には新たに受講する予 定。	資格要件が確認できる資格証が、訓練開始前に期限切れとなる場合は、更新を予定している時期を写しの余白に記入してください。 (例)令和〇年〇月更新予定
4	共通項目	①様式第A9号について、国家試験受験料は委託料に含めるのか。 ②受講区分が受講推薦の訓練生は、学校と施設実習の交通費は自己負担となるが、個々人で変わる場合も価格不明で記載しなければならないのか。	①国家資格の受験料や登録手数料等は委託料には含まれませんので訓練生の負担額を記入してください。近々に改定が予定されるなど金額が不明の場合は価格欄は空欄とし、備考欄に「実費負担」と記入してください。 ②不明の場合は価格欄は空欄とし、備考欄に「実費負担」と記入してください。実習先が1か所の場合は学校と施設間の金額としても構いません。 ※通常の交通費は訓練生の自己負担となりますので記載は任意です。介護系科目の移動支援従事者養成研修など訓練の一環として交通機関を利用する場合に訓練生から自己負担を求める場合は、その負担額を必ず記入してください。負担額が未定の場合は想定される最大の金額を記入してください。
5	共通項目	経費を積算した結果、訓練実施経費の上限を超えた場合、様式第 A 1号、様式第A 2号、様式第A 16号(訓練実施経費)には、上限 を超えた金額のまま記入しておいてよいのか。それとも、上限を 超えないように調整した後の金額にしておく必要があるのか。	様式第A-1号、様式第A-2号、様式第A-16号には訓練実施経費の上限額を超えないように調整した金額を記入してください。
6	共通項目	現在、教室及び事務局の賃貸契約書の更新の手続きを進めている が、今回の提出時には現在手元にある賃貸契約書を提出し、受託 決定後に更新した賃貸契約書を提出することで問題ないか。	お見込みのとおり。 なお、企画提案書の受付時点で提出いただく賃貸契約書の写しには、 余白に「更新手続中」と記載してください。
7	知識等習得コース	様式第C-4号に「大阪府から受託した訓練、他府県の委託訓練、求職者支援訓練、その他訓練生の就職を目的とした課程や講座・講習などの就職実績」とあるが、「その他訓練生の就職を目的とした課程や講座・講習など」について、 ①対象者は、訓練生・修了生・修了後3か月以内の訓練生問わずなのか、 ②「面接ロープレ講座」「ZOOMによる面接対策講座」「Power Point 習得講座」など1日講座などでも就職に必要な対策講座の修了者であれば対象なのか、 ③修了後3か月以内の場合は、訓練受講者としての就職率と重なるがよいのか、など、 対象者・内容・期間などの記載条件について教示いただきたい。	①令和7年度大阪府委託訓練事業(離職者等再就職訓練)企画提案公募要領「3公募資格(18)」の計算式に準じて、中途退校者を含めて訓練修了後3か月以内に就職した訓練生を就職者として計上してください。 ②訓練期間の長短は問いませんが、就職率実績に計上する訓練生は、国・自治体・機構等の公的機関から受託した職業訓練の訓練生に限ります。 ③3か月以内に就職した訓練生はすべて就職者として計上していただいて結構ですが、計上する訓練生の重複は認められません。